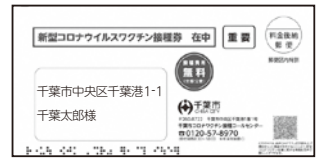


新型コロナウイルス感染症関連情報

■12～64歳の方のワクチン接種

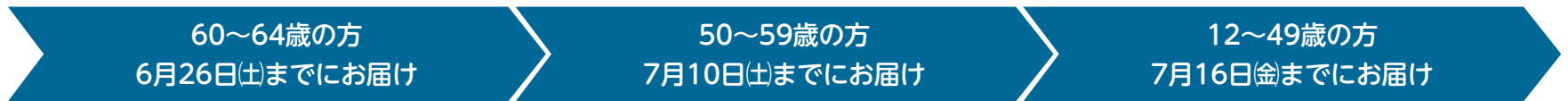
千葉市では、かかりつけ医など身近な医療機関でのコロナワクチンの接種（個別接種）を中心に行っています。現在、市内の64歳以下の方を対象に、新型コロナワクチンの接種券を順次郵送しています。

なお、2009年（平成21年）7月1日以降に生まれた方は、12歳になる月の翌月中旬に接種券をお届けします。
*年齢は来年3月末日時点のものです。



まずは接種券が届くのをお待ちください！

接種券のお届け時期 届いた接種券は、ワクチン接種を受けたあとも大切に保管してください。



接種までの流れ

接種券が届いたら、同封のお知らせをご確認ください。

予約可能な時期がきたら、接種場所を予約します。



接種当日は、予約した日時に遅れないようにしましょう。ワクチンは、一定の間隔を空けて2回接種します。



二の腕に接種するため、肩を出しやすい服装で

予約の開始時期

個別接種 各医療機関の予約開始時期は、市コロナワクチン接種コールセンターにお問い合わせいただくか、コロナワクチンナビまたは市ホームページでご確認ください。[千葉市 コロナワクチン 個別接種](#)

集団接種 市の開設する集団接種会場は【下表】のとおり予約受付を開始します。

対象者	集団接種の予約開始時期
50歳以上の基礎疾患を有する方* ¹ または50歳以上の高齢者施設等従事者* ²	7月15日(木)
49歳以下の基礎疾患を有する方* ¹ または49歳以下の高齢者施設等従事者* ² 、60歳以上の方	7月20日(火)
59歳以下の方	市ホームページなどで別途お知らせ

*1 ①または②に該当する方が対象です。該当するかわからない場合は、かかりつけ医や接種を行う医療機関などにご相談ください。
①以下のいずれかの状態で通院または入院している方
・慢性の呼吸器の病気 ・慢性の心臓病（高血圧を含む） ・慢性の腎臓病 ・慢性の肝臓病（肝硬変等） ・インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病 ・血液の病気（鉄欠乏性貧血を除く） ・免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む） ・ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている ・免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患 ・神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害など） ・染色体異常 ・重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態） ・睡眠時無呼吸症候群 ・重い精神疾患（精神疾患の治療のために医療機関に入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」のいずれかに該当する） ・知的障害（療育手帳を所持している）
②BMI（体重kg÷身長m÷身長m）が30以上の方
*2 以下のいずれかの施設などで高齢の利用者に直接接する職員が対象です。
・介護保険施設 ・居住系介護サービス ・老人福祉法による施設 ・高齢者住まい法による住宅 ・生活保護法による保護施設 ・障害者総合支援法による障害者支援施設等 ・その他の社会福祉法等による施設 ・居宅サービス事業所等（介護） ・訪問系サービス事業所等（障害福祉）

相談・問い合わせ

・接種予約、接種場所、接種券発行については

市コロナワクチン接種コールセンター

☎0120-57-8970 8:30～18:00(土・日曜日、祝日含む)

耳や言葉の不自由な方 ☎245-5128 ☎cv-call@city.chiba.lg.jp

・接種総合案内サイト「コロナワクチンナビ」

ワクチンの接種が受けられる医療機関や扱っているワクチンの種類、予約方法などに関することを掲載しています。

[コロナワクチンナビ](#)



*掲載している情報は、6月16日時点の情報です。最新の情報は、市ホームページなどでご確認ください。[千葉市 コロナワクチン](#)

■低所得の子育て世帯向け給付金を支給します

ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。詳しくは、お問い合わせください。

支給対象 以下のいずれかに該当する方（ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）

- ・4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者
- ・来年2月未までに新たに児童手当または特別児童扶養手当の受給資格の認定を受けた方
- ・2003年（平成15年）4月2日～2006年（平成18年）4月1日に生まれた子を養育している方

支給要件 次のいずれかに該当する方

- ・2021年度分の住民税（均等割）が非課税
- ・1月1日以降の収入が住民税（均等割）非課税相当の収入に減少した方

支給額 対象児童一人につき5万円

支給時期 7月以降

☎市子育て世帯給付金事務局 ☎400-2603（6月30日(水)から）

こども企画課 ☎245-5547

■中小企業者向けの支援金

2021年1～6月に売り上げが減少したものの国や県の支援金の対象とならない事業者に対し、支援金を支給します。

申請期限 8月31日(火)まで

条件など詳しくは、[千葉市 中小企業者向けの支援金](#)

☎市中小企業者向け支援金事務局

☎202-1821 ☎202-6008

感染予防や健康の不安などについての相談は

新型コロナウイルス感染症相談センター

☎238-9966 9:00～19:00

耳や言葉の不自由な方

☎307-7274 ☎chibashicorona@city.chiba.lg.jp

本紙掲載の催しは、新型コロナウイルスの影響で中止や内容などを変更することがあります。最新の情報を主催者にご確認ください。参加する時はマスクを着用し、体調がすぐれない場合などは、参加を控えるようお願いいたします。新型コロナウイルス感染症に関する情報は、[千葉市 コロナ](#)